

平成30年度 第4回

新見市水道事業運営審議会資料

平成30年1月31日

新見市建設部上水道課

目 次

1	前回までの審議会の振り返り	2
2	財政収支シミュレーション（改定案）	3
	（1）財政収支シミュレーション 《パターン① 成り行き》	
	（2）財政収支シミュレーション 《パターン② 基準外繰入金あり 料金改定あり》	
3	ご審議頂きたい事項	15

【参考】

○上水道	：岡山県15市上水道料金（月額）	17
○簡易水道	：岡山県内都市簡易水道料金（月額）	18

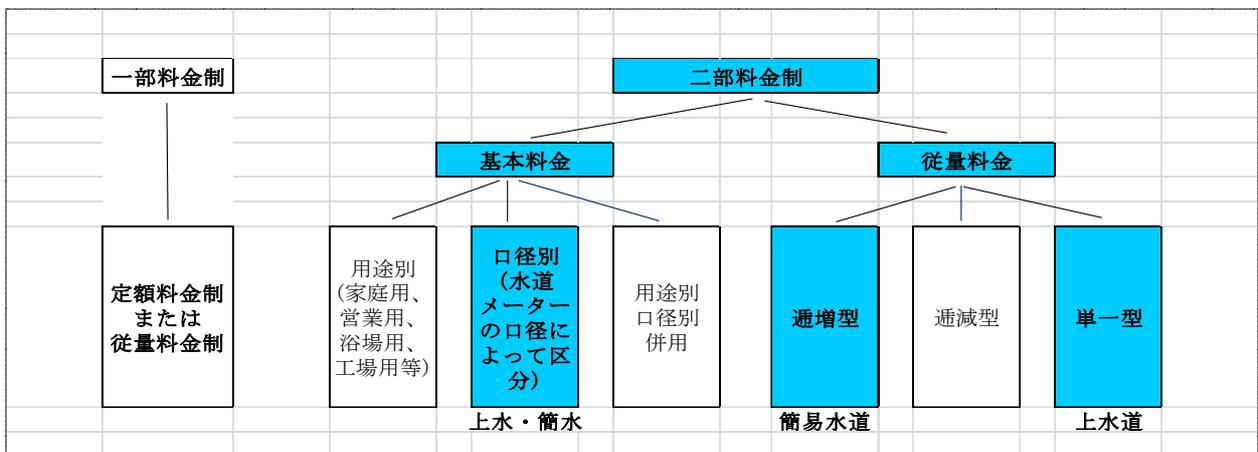
1 前回までの審議会の振り返り

(1) 水道料金制度について

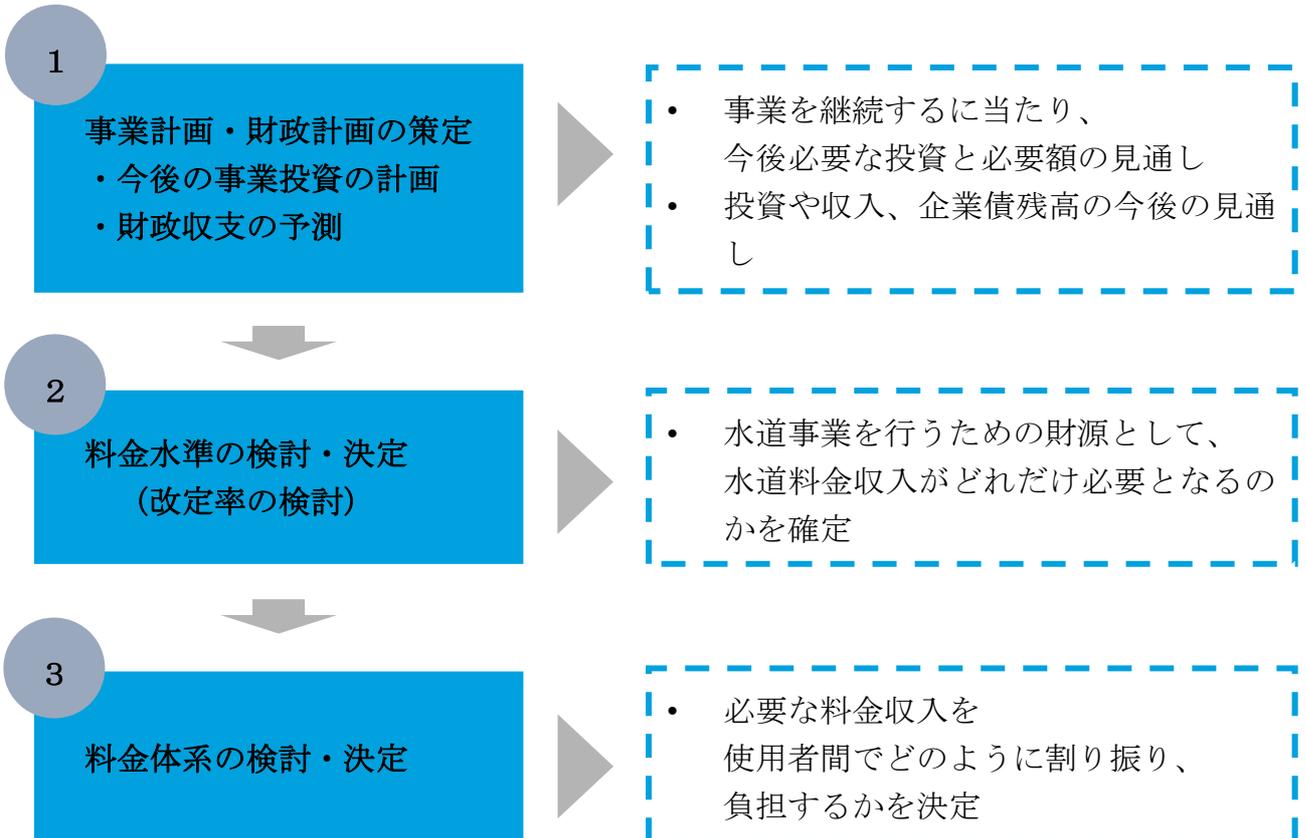
①水道料金制度の概要

- 料金の構成には、定額料金制または従量料金制のいずれかである一部料金制、基本料金と従量料金から成る二部料金制、そして特約制度※などがあるが、水道では二部料金制を採用しているケースが多い。
- 基本料金については、用途によって異なる料金設定を行う「用途別」、口径によって異なる料金設定を行う「口径別」、それらを併用して料金設定を行う「用途・口径別併用」のパターンがある。
- 従量料金については、使用量に応じて単価が変動するもの（逓増・逓減）と単一のものがある。

※特約制度・・・基準水量を超えて使用した水道水を低額な単価で提供する大口需要者特約制度など



(2) 水道料金決定の流れ



・ 2 財政収支シミュレーション（改定案）

第2回審議会でご提示した平成30～45年度（基準年度・平成29年度）までの15年間の財務シミュレーションの改定を実施しました。

（1）財政収支シミュレーション < パターン① 成り行き >

① 前提条件

収益的収入	上水道	簡易水道
給水収益	人口、普及率、有収水量等の実績値で今後の水需要量を予測し算定 簡易水道料金水準を上水道に統合 （詳細は②にて記載）	
長期前受金戻入益 （簡易水道事業では平成32年度より発生）	～H29年度発行企業債償還にかかる繰入金 市システムより出力したデータ ※H30年度～繰入金・国庫補助ともに少額のため考慮しない	システム数値がないため以下の通り推定 ～H29年度発行企業債償還にかかる繰入金 平成29年度における、建設改良費の額に占める繰入金・国県等補助金の額の割合を、減価償却費に乗じて算出。 H30～33年度発行企業債権に係る繰入金 平成30～33年度における、建設改良費の額に占める繰入金・国県等補助金等の割合を、減価償却率に乗じて算出。 ※H31年度～繰入金予定なし
一般会計繰入金	②にて記載	
その他の収入	H29年度実績と同額	
収益的支出		
支払利息	既存借入にかかる利子＋新規借入にかかる利子（5年据置・利率1.5%）	
減価償却費 （簡易水道事業では平成32年度より発生）	既取得分の固定資産にかかる減価償却費 市システムより出力したデータ 新規取得にかかる減価償却費 耐用年数40年・定額法・残存価額10%にて算出	
その他の費用	H29年度実績と同額	
資本的収入		
企業債	市計画数値及び建設改良費額を基礎として算定（②にて記載）	
一般会計繰入金	基準内及び基準外を算定（②にて記載）	
その他の収入	H29年度実績と同額	
資本的支出		
建設改良費	市計画数値及びアセットマネジメント数値を基礎として算定（②にて記載）	
企業債償還金	（～H29年度分）市システムより出力したデータ （H30年度～分）5年据え置き、30年償還	

（収益的収支は税抜、資本的収支は税込）

② 前回シミュレーションから前提条件を見直した主な事項

第2回審議会のシミュレーションから変更した主な事項は以下のとおりです。

- 以下の項目に関する前提条件

- ・ 給水収益
- ・ 建設改良費
- ・ 企業債発行額
- ・ 一般会計繰入金

⇒以下 (a) ～ (d) にてご説明します。

- 市システムにて信頼度の高い予測数値が入手できるものの数値置き換え
(減価償却費、上水道の長期前受金戻入額)

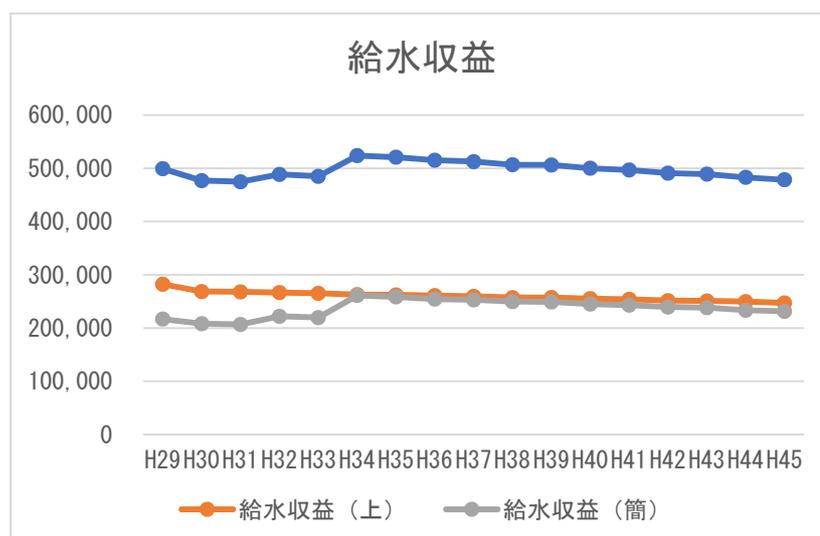
(a) 給水収益

前提条件	上水道	簡易水道
給水収益	変更なし	平成 32 年度に基本料金（メーター使用料）を上水道に統一し、平成 34 年度に超過料金を上水道に統一する 【簡易水道利用者への配慮による段階的な措置】

簡易水道は、施設の維持管理等に多額の経費を要しますが、水道料金が上水道の料金よりも低く設定されています。上水道への統合を契機として、簡易水道の料金体系を上水道の料金体系に統合する方針です。

ただし、一度に料金を統合すると簡易水道使用者にとって負担が大きくなるため、平成 32 年度に基本料金を統合（メーター使用料の追加）し、

平成 34 年度に超過料金を統合するといった段階的な引き上げを検討しています。



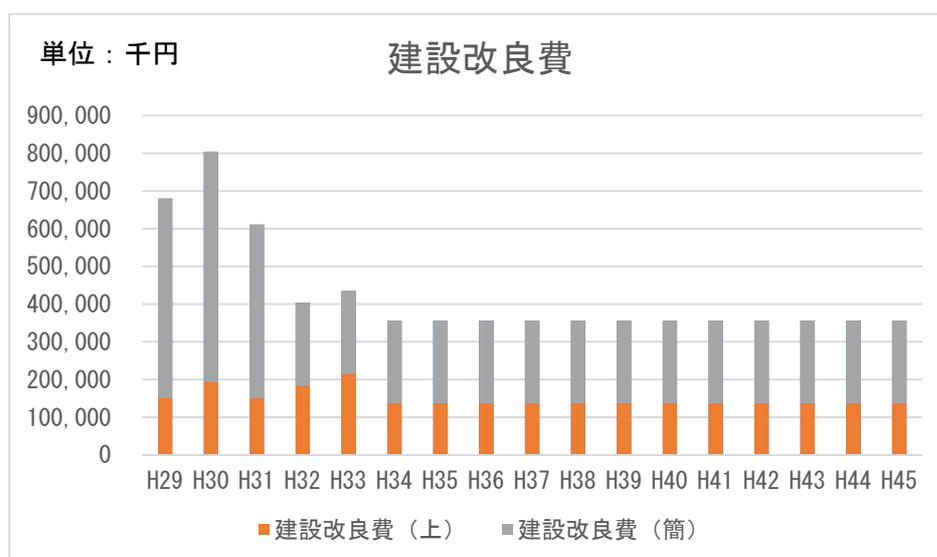
【参考 水道料金表（1か月あたり料金）】

口径	上水道				簡易水道			
	基本水量	基本料金 (円)	メーター料金 (円)	超過料金 (円/m³)	基本水量	基本料金 (円)	超過料金 (円/m³)	
13 mm	~10 m³	1,404	108	216	~10 m³	1,404	10 ~ 30 m³	108
20 mm			216				31 ~ 50 m³	151.20
25 mm	~25 m³	3,564	237		~25 m³	3,564	51 ~ 100 m³	194.40
30 mm			378				101 m³ ~	216
40 mm			432					
50 mm	~45 m³	7,128	2,160		~45 m³	7,128		
75 mm			2,700					
100 mm			3,240					

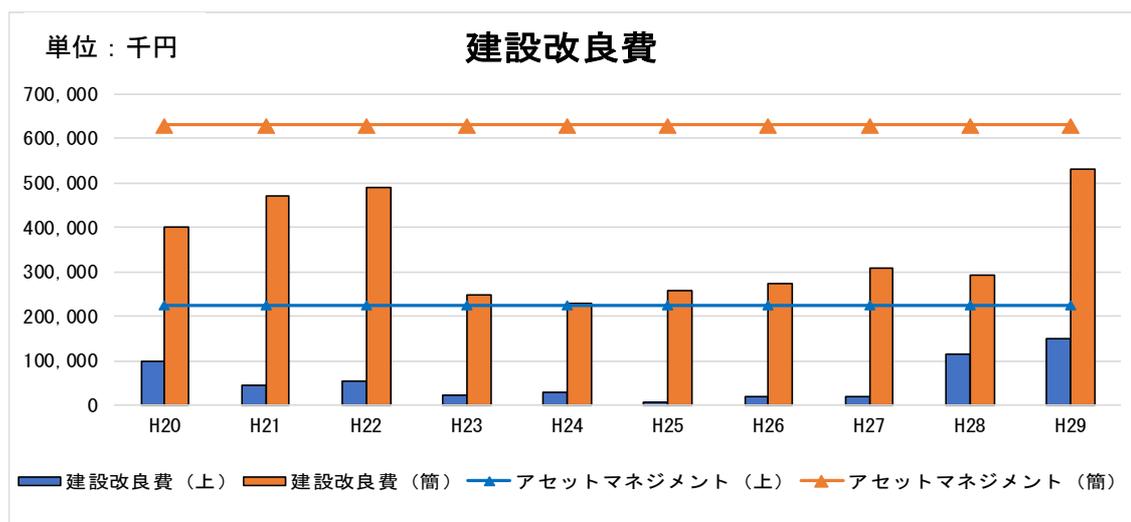
(b) 建設改良費

前提条件	上水道	簡易水道
建設改良費	(H30～33 年度) 市計画数値 (H34 年度～)アセットマネジメント額 × 【60%】	(H30～31 年度) 市計画数値 (H32 年度～)アセットマネジメント額 × 【35%】

設備・施設・管路の事業費については、過去の投資額を参考に、上水道事業及び簡易水道事業のアセットマネジメント結果※1 に一定の掛け率を乗じた金額を採用しています。



【参考】過去 10 年間の投資額とアセットマネジメント額

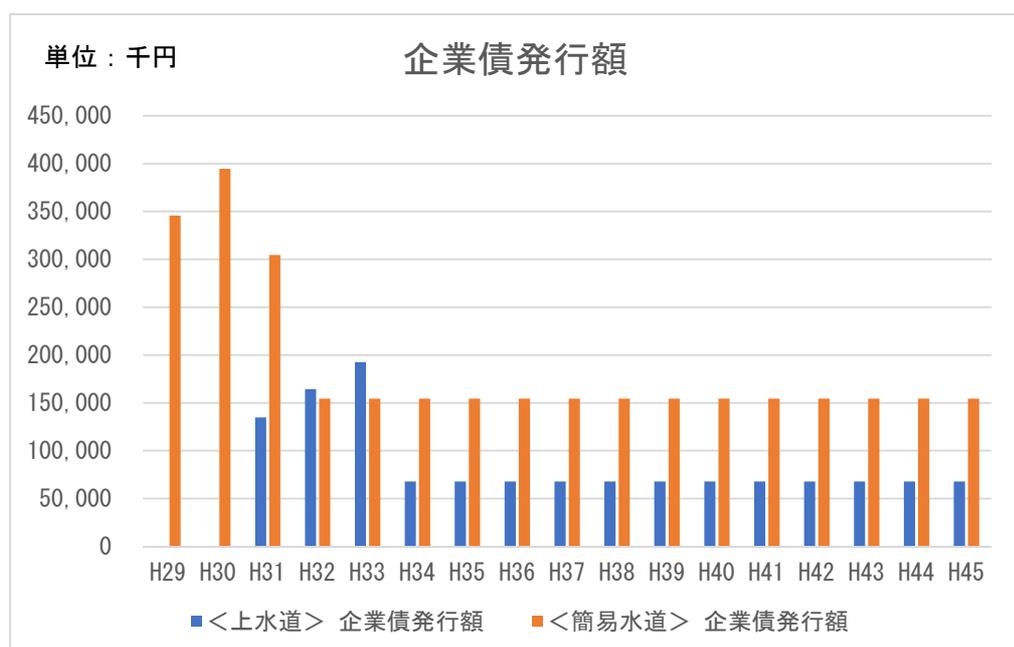
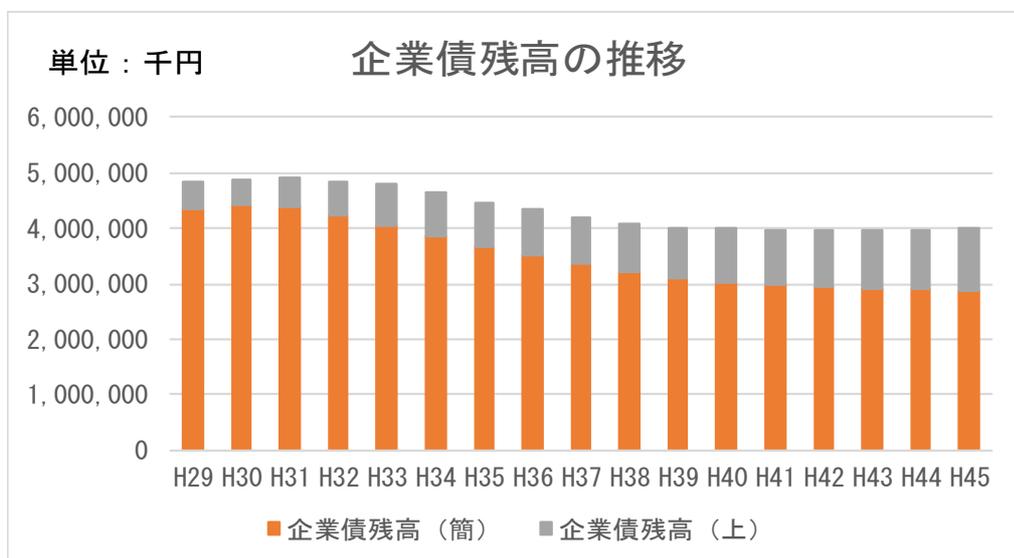


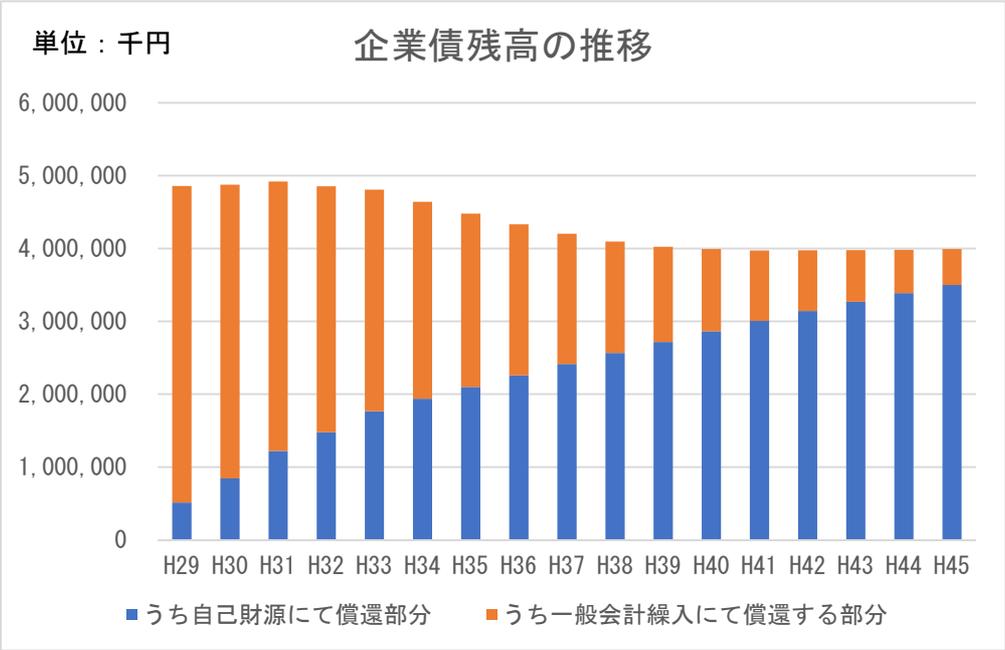
※1 厚生労働省の提供するツール及びマニュアル（「簡易支援ツール」及び「簡易ツールを使用したアセットマネジメントの実施マニュアル」（平成 26 年 4 月 厚生労働省健康局水道課））に基づき、平成 29 年度における固定資産台帳の残高が今後 40 年で全て更新されるという考え方に基づき、今後の投資額を推定し、今後 40 年間の更新需要費を平準化した金額。

(c) 企業債発行額

前提条件	上水道	簡易水道
企業債	(H30 年度分) 市計画数値 (H31 年度～33 年度) 建設改良費の【90%】を起債 (H34 年度～) 建設改良費の【50%】を起債	(平成 30・31 年度) 市計画数値 (平成 32 年度～) 更新需用費の【70%】を起債

企業債の発行額については、市における投資・企業債発行計画が明らかになっている場合（上水道 H30～33 年度、簡易水道 H30 年度）は市計画を採用し、以降の年度においては従前の企業債発行額を参考に発行金額を予測しています。





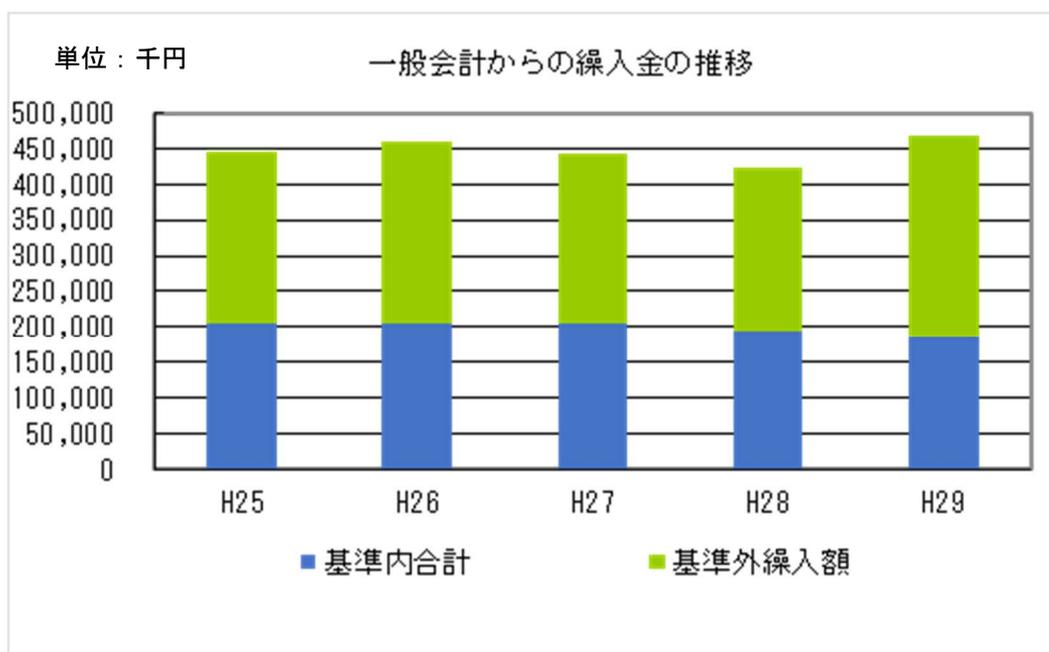
(d) 一般会計繰入金

前提条件	上水道	簡易水道
収益的収入	(基準内) H29 年度実績と同額 (基準外) なし	(基準内) H31 年度以前発行債+H32・H33 年度統合事業に係る発行債(市計画数値)の支払利息の50% (基準外) なし
資本的収入	(基準内) H29 年度実績と同額 (基準外) なし	(基準内) H31 年度以前発行債の償還元本+H32・H33 年度統合事業に係る発行債(市計画数値)の50%+H33 年度以前更新需要見合の繰入(市計画数値) (基準外) なし

従来、基準内繰入(総務省から発出されたルールにより一般会計からの繰入が受領できる金額)に加え、赤字補填に相当するものを基準外繰入として受け入れていましたが、利用者からの使用料金で賄えていない部分を市民からの税金で充当していることとなり、負担の公平性の観点から望ましいものとはいえません。

このため、《パターン① 成り行き》における一般会計繰入額については、原則どおり基準内部分のみを収入とします。

【参考】簡易水道 一般会計からの繰入額の推移(第1回審議会資料より抜粋)

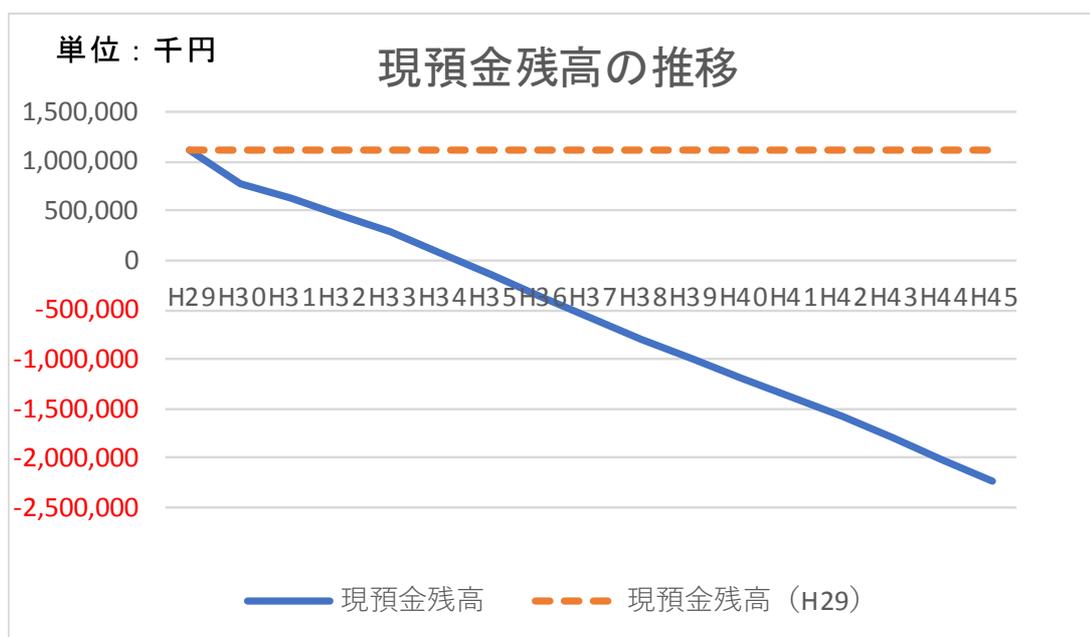
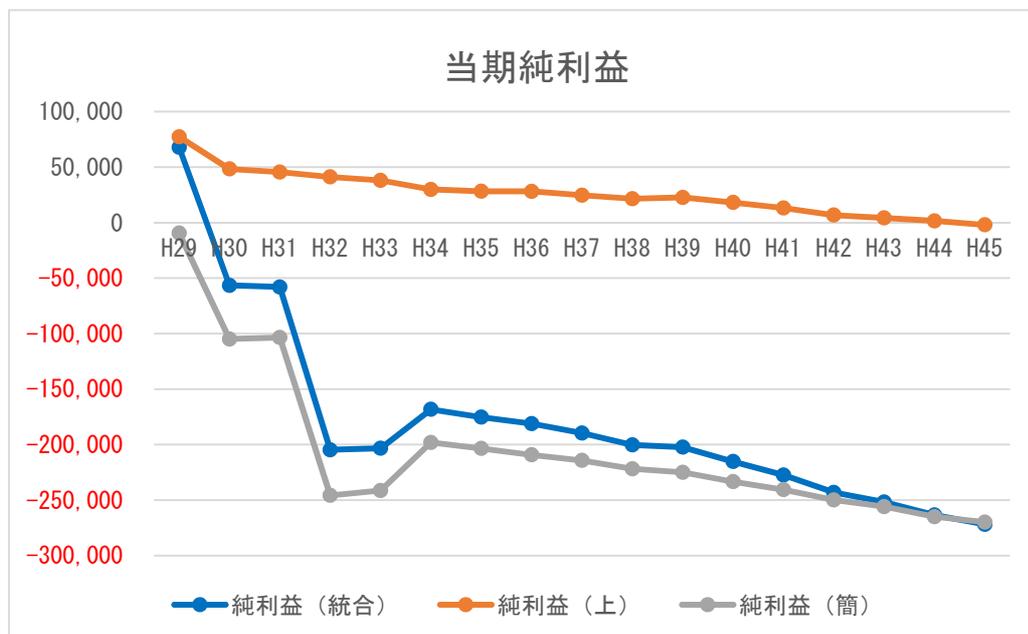


③ シミュレーション結果

《パターン① 成り行き》シミュレーションの結果、

簡易水道の料金体系を上水道に統合することにより、給水収益は一時的に増加するものの、H30年度以降建設改良費が増加見込みであること、一般会計からの繰入金も平成29年度以前に比較して減少見込みであること等から、収益的収支・当期純利益は各年度においてマイナスとなる見込みです。

また、現預金残高は、平成30年度以降継続して減少傾向であり、全く措置を講じなければ平成35年度には資金ショートする見込みとなります。



(2) 財政シミュレーション 《パターン② 基準外繰入金あり、料金改定あり》

① 前提条件の変更点

(a) 一般会計繰入金

《パターン①》の結果、資金残高がマイナス傾向となり、将来的には資金ショートの可能性もあることから、一般会計からの基準外繰出金を収入できるよう関係機関と協議を進めています。

- 平成 29 年度以前に受領していた基準外部分（H29 年度以前発行債の償還元本及び利子の残額 50%）
- 簡易水道の料金を上水道に統合する際の段階措置補填分（平成 32 年、33 年度）

前提条件	上水道	簡易水道
収益的収入	（基準内）H29 年度実績と同額 （基準外）なし	（基準内）H31 年度以前発行債＋H32・H33 年度統合事業に係る発行債（市計画数値）の支払利息の 50% （基準外） <u>・平成 29 年度以前発行債の支払利息の残り 50%</u> <u>・簡易水道の料金を上水道に統合する際に段階措置補填部分</u>
資本的収入	（基準内）H29 年度実績と同額 （基準外）なし	（基準内）H31 年度以前発行債＋H32・H33 年度統合事業に係る発行債（市計画数値）の償還元本の 50% （基準外） <u>・H33 年度以前発行債の償還元本の残額 50%</u>

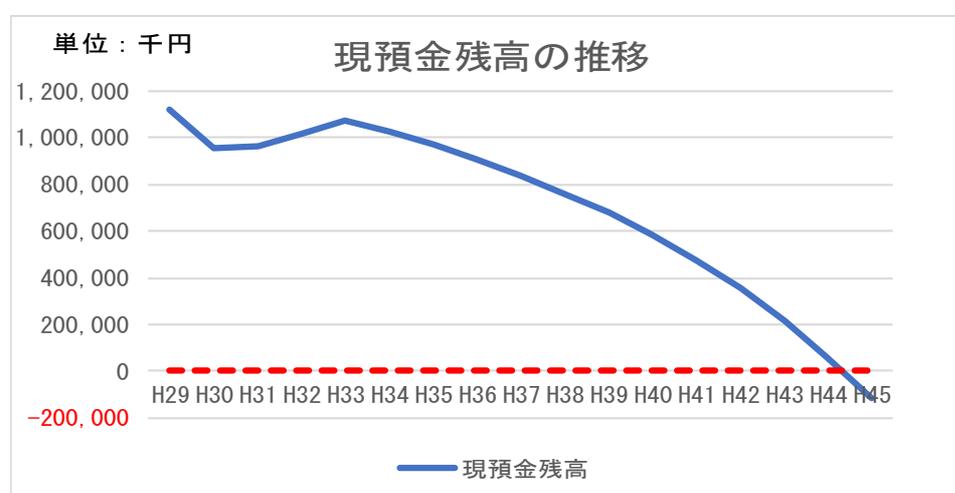
(b) 水道料金

(a) について、一般会計繰入金を収入した場合にも今後資金残高は減少傾向であり、平成 29 年度時点の現預金残高を保つためには、水道料金値上げにより利用者からの使用料金によるご負担を頂く必要があります。

検討の結果、シミュレーションパターン②では、平成 36 年度に 10%の料金値上げを実施せざるを得ない状況となっています。

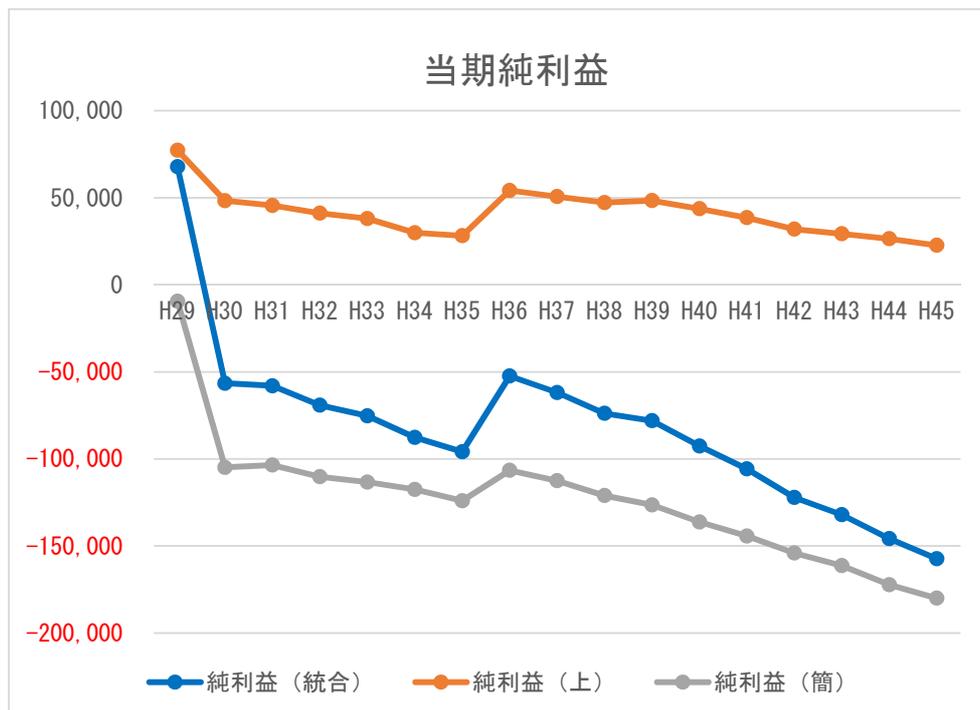
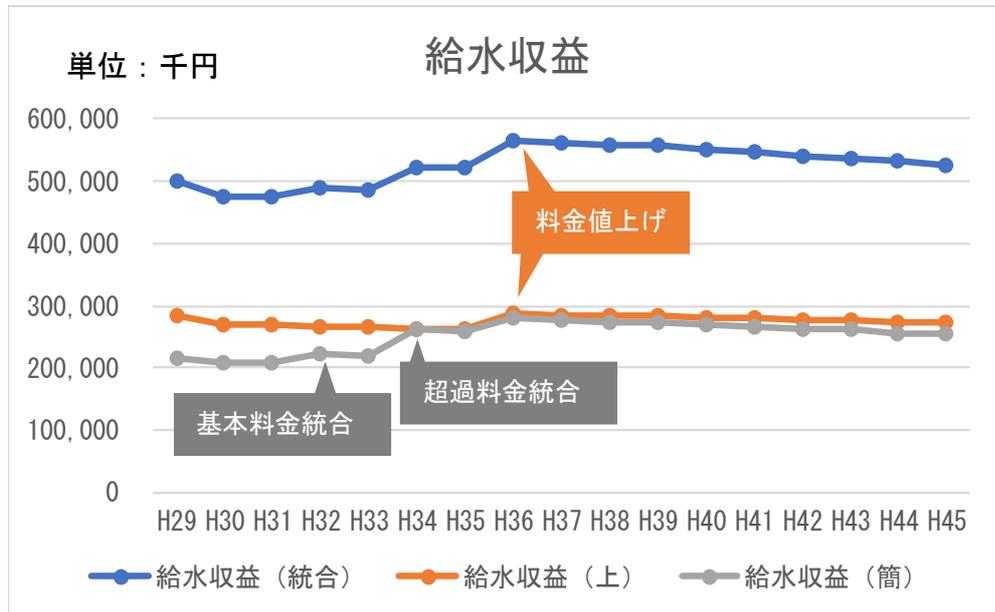
● 料金値上げなし

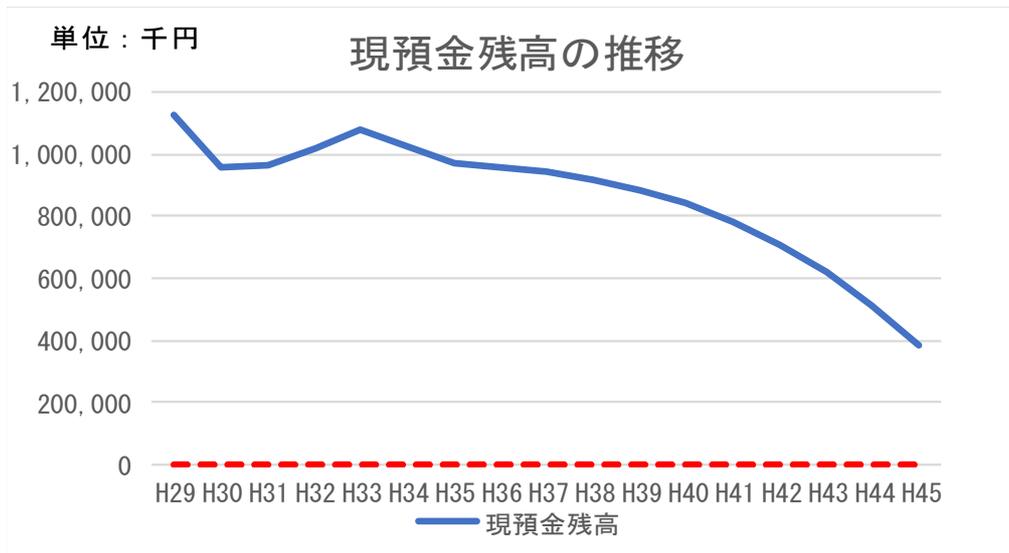
一般会計繰入金の収入により、現預金残高の減少速度は緩やかになったものの、現預金残高は減少傾向にあり、平成 45 年度には資金ショート可能性があります。



- 料金値上げあり（H36年度に10%の値上げ）

10%の料金値上げを行う場合、建設改良費の増加等により、現預金残高は減少傾向にあるものの、シミュレーション期間の最終年度（～平成45年度）においても、現預金残高は、4億円程度保持することができる見込みです。





② シミュレーション結果

《パターン② 基準外繰入あり、料金改定あり》シミュレーションの結果、

料金改定により給水収益は増加し、また、財政からの経過的な措置により収益的収入及び資本的収入の一般会計繰入金が増加することにより、当期純利益はマイナスとなるものの、シミュレーション最終年度においても資金残高は、4億円程度プラスの水準を保つ見込みです。

3 ご審議頂きたい事項

- 料金改定について

簡易水道の料金体系を平成 32 年度に一部改訂（基本料金（メーター使用料）を上水道に統一）、34 年度に一部改訂（超過料金を上水道に統一）し、上水道・簡易水道の料金体系に統一した上で、統合後料金を平成 36 年度に 10%アップする案につき、ご審議頂きたい。

【現行の水道料金表（1 か月あたり）】

口径	上水道			簡易水道			
	基本水量	基本料金 (円)	超過料金 (円/㎡)	基本水量	基本料金 (円)	超過料金 (円/㎡)	
13 mm	~10 ㎡	1,512	216	~10 ㎡	1,404	10 ~ 30 ㎡	108
20 mm		1,620				31 ~ 50 ㎡	151.20
25 mm	~25 ㎡	3,801		~25 ㎡	3,564	51 ~ 100 ㎡	194.40
30 mm		3,942				101 ㎡~	216
40 mm	~45 ㎡	7,560		~45 ㎡	7,128		
50 mm		9,288					
75 mm		9,828					
100mm		10,368					

【平成 32・33 年度の水道料金表（1 か月あたり）】

- 簡易水道の基本料金を上水道に統一

口径	上水道			簡易水道						
	基本水量	基本料金 (円)	超過料金 (円/㎡)	基本水量	基本料金 (円)	超過料金 (円/㎡)				
13 mm	~10 ㎡	1,512	216	~10 ㎡	1,512	10 ~ 30 ㎡	108			
20 mm		1,620			1,620			31 ~ 50 ㎡	151.20	
25 mm	~25 ㎡	3,801		~25 ㎡	3,801	51 ~ 100 ㎡	194.40			
30 mm		3,942						3,942	101 ㎡~	216
40 mm	~45 ㎡	7,560		~45 ㎡	7,560					
50 mm		9,288				9,288				
75 mm		9,828				9,828				
100mm		10,368				10,368				

【平成 34・35 年度】の水道料金表（1 か月あたり）】

- 簡易水道の料金体系を上水道に統一

口 径	上水道（簡易水道統合後）		
	基本 水量	基本料金 （円）	超過料金 （円/㎡）
13 mm	～10 ㎡	1,512	216
20 mm		1,620	
25 mm	～25 ㎡	3,801	
30 mm		3,942	
40 mm	～45 ㎡	7,560	
50 mm		9,288	
75 mm		9,828	
100 mm		10,368	

【平成 36 年度以降】の水道料金表（1 か月あたり）】

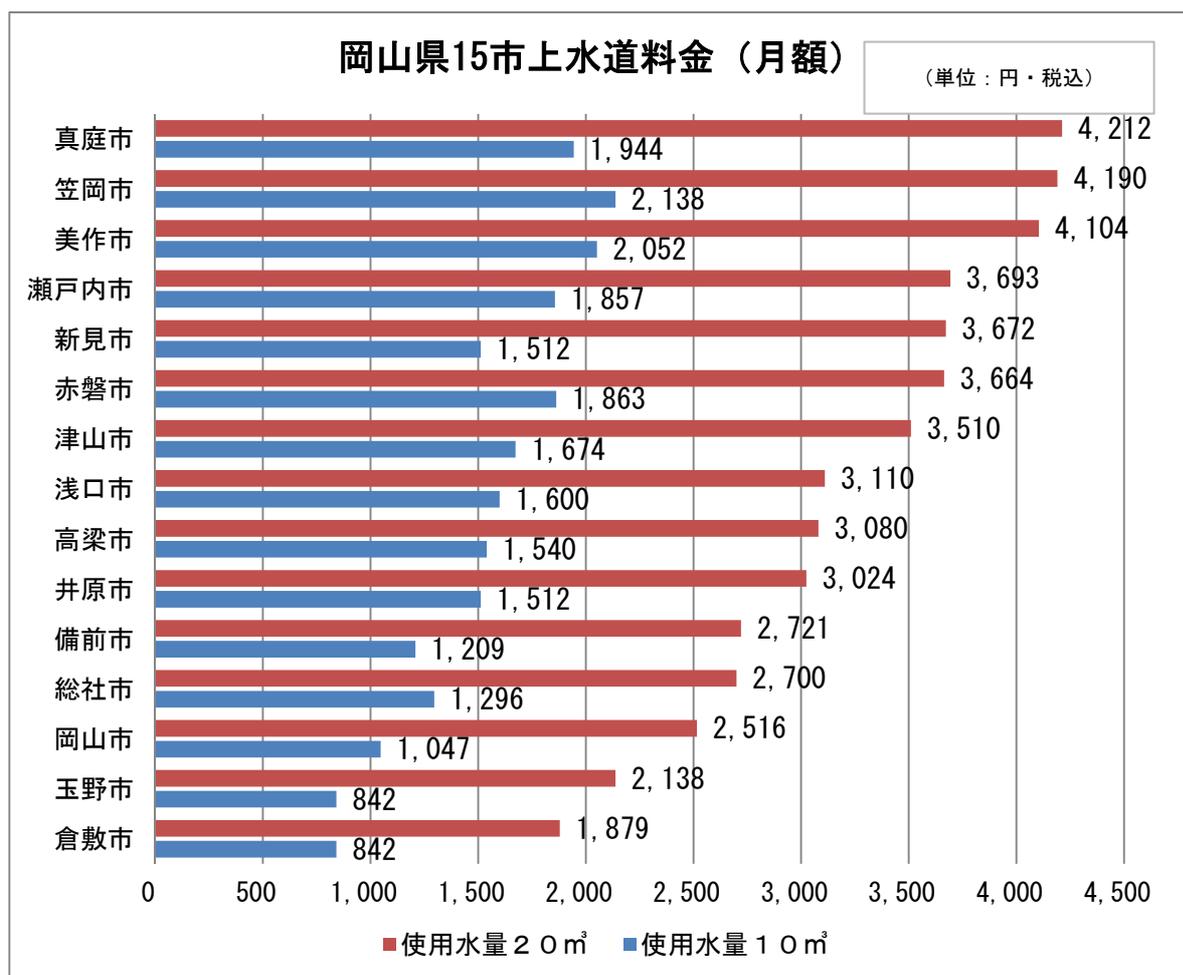
※基本料金、超過料金をともに 10% 値上げした場合のイメージとなります。

改定後の料金体系については、第 5 回以降の審議事項となります。

口 径	上水道（簡易水道統合後）		
	基本 水量	基本料金 （円）	超過料金 （円/㎡）
13 mm	～10 ㎡	1,663.2	237.6
20 mm		1,782	
25 mm	～25 ㎡	4,181.1	
30 mm		4,336.2	
40 mm	～45 ㎡	8,316	
50 mm		10,216.8	
75 mm		10,810.8	
100 mm		11,404.8	

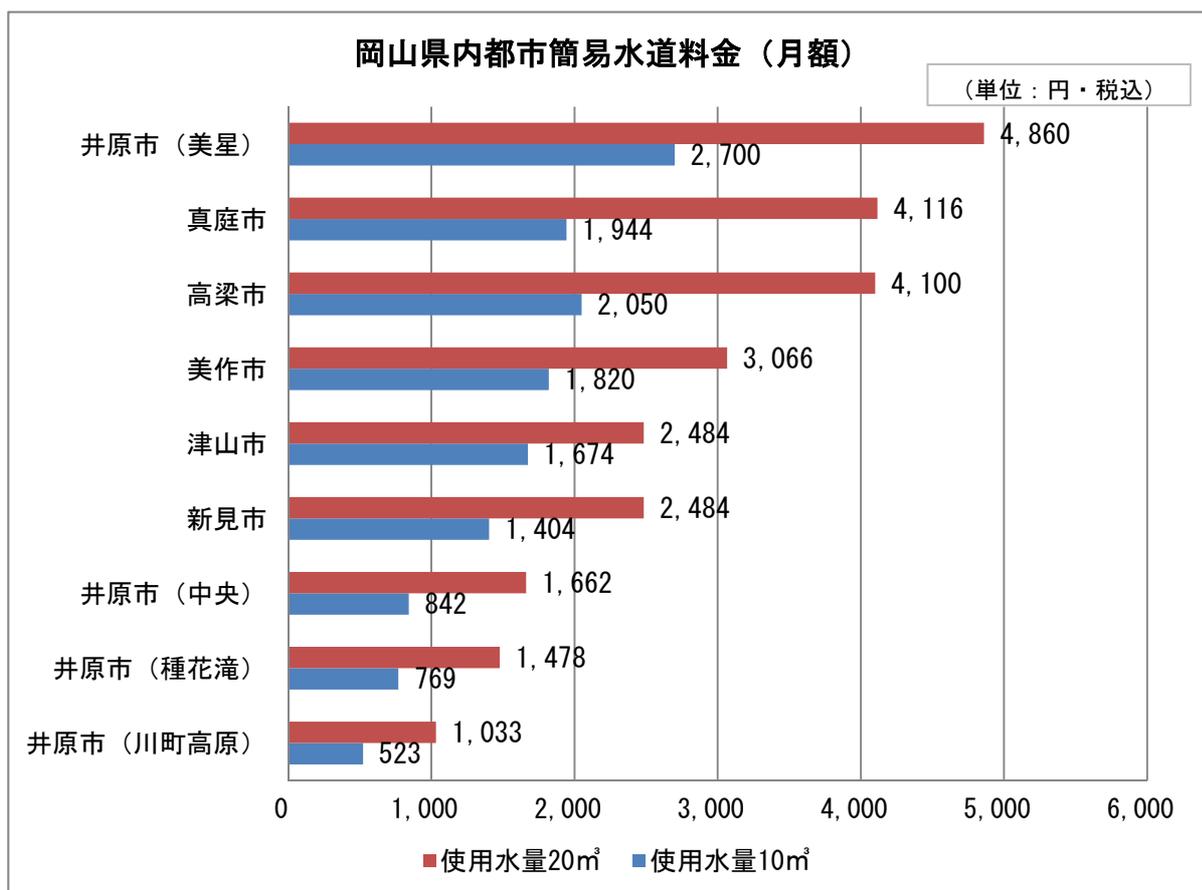
【参考】

○上水道事業



出典 岡山県保健福祉部生活衛生課HP 平成 29 年 3 月 31 日現在 口径 13 mm

○簡易水道事業



出典 岡山県保健福祉部生活衛生課HP 平成29年3月31日現在 口径13mm